

随意契約理由書

1 業 務 名	情報セキュリティ水準向上業務（2023年度）
2 業 者 名	阪神高速技研株式会社
3	
<p>本業務は、当社が定める情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティ水準の維持又は向上を図るため、情報セキュリティに関する『eラーニング型研修』や『標的型メール攻撃予防演習』による人的セキュリティ対策を実施し、社員のセキュリティ意識及びリテラシーの向上を図るものである。</p> <p>『eラーニング型研修』の実施にあたっては、阪神高速グループの情報セキュリティに精通し、かつ当社の情報セキュリティ教育に対する実施意図を適切に反映した研修教材の制作を行う必要がある。阪神高速技研株式会社は、当社の経営戦略、方針に基づき、当社のグループ会社として、当社と一体となって業務を実施するために設立された会社であり、阪神高速グループの情報セキュリティを熟知しているばかりでなく、共通の経営目的をもって業務を行い、情報セキュリティ維持向上に資するノウハウの蓄積と品質及びコストパフォーマンスの向上を図っており、研修教材の制作においては蓄積されたノウハウの活用が可能である。</p> <p>他方、当社の不審メール受信時の対応フローでは、不審メールを受信した際に「不審メール転送先」（阪神高速技研株式会社）に当該メールを転送し、当該メールの真偽を調査する手順となっている。そのため、『標的型メール攻撃予防演習』の実施にあたっては、総合情報システムのシステム管理者である阪神高速技研株式会社のみが、メールサーバーのフィルタ設定、転送された模擬メールの受信、模擬メールの転送・返信ログ等の抽出及び分析業務を担える唯一の者となっている。</p> <p>よって、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第1号及び第2号に該当することから阪神高速技研株式会社と随意契約を行うものである。</p>	
阪神高速道路株式会社契約規程第2条第1号及び第2号の規定による。	